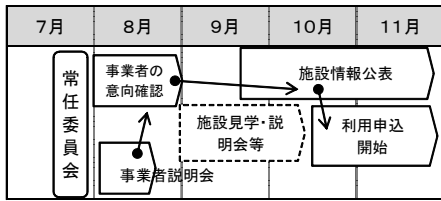


子ども・子育て支援新制度における本市独自助成と利用者負担について

平成 26 年 7 月 29 日
 子ども青少年・教育委員会資料
 こども青少年局

I スケジュール及び課題について

1 スケジュールについて



○10月中旬から利用申込を開始します。
 ○事業者（特に幼稚園関係者）が経営判断を行うための材料として、本市独自助成の提示が必要です。
 ○利用者が利用施設や働き方・職場復帰時期を検討するため、利用者負担額の提示が必要です。

2 新制度施行に伴う課題等と今回の設定案のポイントについて

(1) 公定価格の課題について

公定価格の「質の改善」（国基準運営費の加算）については、消費税増収分が総額確保できる29年度に全項目の加算が実施されることになっており、27～28年度については段階的な実施にとどまる見込みです。過渡期となる27～28年度の本市としての支援策を検討する必要があります。

(2) 新制度施行に伴う課題について

ア 新制度では認定子ども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を通じた共通の仕組みとして個人への給付制度が導入されます。新制度を円滑に運営していくためには、施設・事業間で整合性のとれた本市独自助成の再構築や制度変更に伴う事務負担増などに対応するための支援策を検討する必要があります。特に既存の幼保連携型認定子ども園は、現行制度に残留できないことを踏まえて、支援策を検討する必要があります。

イ 新制度における利用者負担については、「利用者にとっての選択肢の拡大」が新制度の趣旨の1つであることを踏まえ、利用者が適切に施設・事業を選択するための整合性がとれた利用料である必要があります。

また、新制度が消費税増収分の一部を財源としていることから利用者に現行以上の負担を求めるのは理解を得難いと考えられます。

【今回の設定案のポイント】

- ① 本市独自助成（以下「独自助成」と言います。）のうち、利用者の園選定及び事業者の移行判断に必要となる項目について、先行して今回、設定案を整理します（最終的には予算案でご審議いただきます）。
- ② 独自助成は、保育所運営費への県費導入など制度の変更により生じる財源を考慮して設定するなど、持続可能な財政運営の視点も踏まえて制度設計を行います。
 （例）保育所運営費の補助割合 [現行]国1/2、市1/2 → [新制度]国1/2、県1/4、市1/4
- ③ 「教育・保育の質」の確保のため、27～29年度に段階的に実施される公定価格の「質の改善」を踏まえ、公定価格の先行実施や本市上乗せ等を実施します。
- ④ 現在利用している子どもや配慮が必要な子どもに対応し、新制度移行後も継続して安定的な処遇が確保できるよう、独自助成の継続や見直しを行います。
- ⑤ 各事業者が円滑に新制度に移行し、安定的に運営できるよう助成項目の継続や見直しを行います。
- ⑥ 制度設計にあたっては、事業者・利用者ともに、幼稚園、保育所など各施設・事業間で整合性がとれるような仕組みを目指します。

《参考 新制度における認定区分について》

認定区分	年齢	保育の必要性
1号	3歳以上	なし（1日4時間の「教育時間」のみ）
2号		あり
3号	0～2歳	（1日最大11時間の「標準時間」または最大8時間の「短時間」）

II 本市独自助成の設定（案）

1 教育・保育の質の確保

(1) 職員配置加算（3歳児）について 【質の改善の先取り】

ア 現状

- (ア) 本市では、保育所・認定子ども園（2・3号）の1歳から5歳児の保育にあたり、国水準以上の職員配置を求め、運営費の加算（職員配置加算）を独自助成により行っています。
- (イ) 公定価格の「質の改善」では、幼稚園を含む全施設（1・2号）の3歳児の教育・保育にあたり、本市と同水準の職員配置加算が行われます。

イ 設定（案）の考え方

- (ア) 幼稚園・認定子ども園（1号）に対しては、公定価格の「質の改善」により3歳児の職員配置加算が実施されるまでの間（最大27～28年度）、独自助成により先取りして実施します。
- (イ) 現行の保育所・認定子ども園（2・3号）に対する職員配置加算は引き続き実施します。
 ※3歳児については国水準が本市水準に追いついた時点で独自助成が不要となります。

ウ 助成（案）の内容

公定価格上の3歳児配置改善加算を本市独自助成として先取りして加算します。

対象	公定価格の配置基準	加算対象配置基準	児童1人あたり仮単価（案）	備考
3歳児	20：1	15：1	6,800～6,870円/月	児童60人で職員1人分

エ 1施設当たりの追加助成額のイメージ（年額）

施設種別（定員規模）	保育所	認定子ども園（1号270人・2,3号60人）	幼稚園（1号210人）
追加助成額	—	7,400千円（1号分のみ）	5,800千円

※ 保育所及び認定子ども園の2号は、現行で配置加算を実施しているため現行どおり（増減なし）

※ 加算は3歳児における加算対象配置基準（15：1）を満たしている施設のみ

(2) 職員処遇改善加算について 【質の改善の先取り】【対象拡大】

ア 現状

- (ア) 現在、保育所・認定子ども園（2・3号）に対しては、独自助成及び国の臨時特例事業（加速化プラン・平均2.85％・26年度終了）により、勤続年数に応じた職員の給与等処遇の改善を図るための助成を行っています。
- (イ) 公定価格の「質の改善」では、幼稚園を含む全施設・事業（1・2・3号）を対象として職員処遇改善加算（3％）が実施される見込みです。

イ 設定（案）の考え方

- (ア) 安定的な雇用状況の確保や保育士確保の観点から、公定価格の「質の改善」（3％）が実施されるまでの間（最大27～28年度）、幼稚園を含めた全施設・事業において、独自助成により先取りして実施します。
- (イ) 現行の保育所・認定子ども園（2・3号）に対して行っている独自助成（本市加算分）は、幼稚園を含む全施設・事業（1・2・3号）に拡充します。
 加算の仕組み・対象等については、今後提示される公定価格における加算の仕組みを踏まえた上で、より効果的な制度となるよう検討します。

ウ 1施設当たりの追加助成額のイメージ（年額）

施設種別 定員規模	保育所※	認定子ども園※ （1号270人・2,3号60人）	幼稚園 （1号210人）
追加助成額	先取り分	—	2,300千円（1号分のみ）
	本市加算分※	—	1,500千円（1号分のみ）
	合計	—	3,800千円（1号分のみ）

※本市加算分は仮に2%の上乗せとして試算（仕組みは今後検討）

※ 保育所及び認定子ども園の2・3号は、現行で本市独自及び臨時特例事業で助成しているため現行どおり（増減なし）

(3) 預かり保育助成について 【継続】【制度変更】

ア 現状

- (ア) 幼稚園における横浜型の預かり保育は約 5,000 人が利用する重要な保育資源となっています。(利用者の約 8 割が保育所入所要件を満たす就労者です)。
- (イ) 本市の幼稚園の半数以上 (156 園/282 園) が横浜型預かり保育を実施しています。

イ 設定(案)の考え方

- (ア) 「保育の質」の確保のため、運営経費は現行を維持し、運営経費から利用料を差し引いた額を本市助成額とします。
- (イ) 新制度に移行した幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用料は 2 号標準時間利用料と整合性がとれるよう応能負担で設定し、現行の上限額を維持します (どちらも 11 時間の利用が可能)。
- (ウ) ただし、新制度に移行しない幼稚園の預かり保育利用料は現行制度同様とし、月額 9,000 円を上限に各施設が設定できることとします。

ウ 助成(案)の内容

施設の種類の種類	仮単価(案)(1人当たり・月額)
・通常型(有資格者配置単価適用) ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園(※)	35,500 円 (現行の補助単価: 26,500 円+現行の利用料上限額: 9,000 円)
・通常型	32,800 円 (現行の補助単価: 23,800 円+現行の利用料上限額: 9,000 円)
・平日型(有資格者配置単価適用) ・幼稚園型認定こども園(※)	31,100 円 (現行の補助単価: 22,100 円+現行の利用料上限額: 9,000 円)
・平日型	29,000 円 (現行の補助単価: 20,000 円+現行の利用料上限額: 9,000 円)

※幼稚園型認定こども園においては、土曜日及び夏休み中の 5 日間の休園を可能とする方向で検討中。

(4) 障害児等受入れ加算について 【対象拡大】

ア 現状

- (ア) 保育所、認定こども園(2・3号)に対しては、障害児等の受け入れにあたり、職員を加配できるように独自助成を行っています(一般財源化されており、公定価格では加算等がされません)。
- (イ) 新制度においては、幼稚園を含む全施設・事業(1・2・3号)に、正当な理由なく受け入れを拒めないという「応諾義務」が課せられます。
- (ウ) 地域型保育事業に対しては、経費の一部が公定価格で加算される見込みです。

イ 設定(案)の考え方

全施設・事業共通の仕組みとして、幼稚園、認定こども園の1号認定児童、地域型保育事業の児童に対しても、保育所等と同じ職員配置(重度は1:1など)を行うための助成を実施します。

ウ 助成(案)の内容

	2・3号認定短時間 助成仮単価(案) ※現行助成額を継続	1号認定 助成仮単価(案) ※対応時間を勘案し、短 時間の半額設定
重度(1:1)	213,000 円	106,500 円
中度(2:1)	167,400 円	83,700 円
軽度(3:1)	108,700 円	54,350 円
特別支援児童	64,600 円	32,300 円

2 新制度への円滑な移行支援

(1) 事務的経費助成(電子請求加算)について 【対象拡大・組み直し】

ア 現状

- (ア) 保育所・認定こども園(2・3号)に対し、事務職員雇用費助成を行っています。
- (イ) 新制度においては児童ごとの請求明細を作成する必要があり、事業者の事務負担が増加し、各事業者から不安の声があがっています。

イ 設定(案)の考え方

- (ア) 新制度への円滑な移行を支援するため、事務負担に対する助成を行います。
- (イ) 請求事務の煩雑化は全施設・事業共通の懸念材料であるため、共通の仕組みで助成を行います。
- (ウ) 請求事務の外部委託実施等も想定されることから、「事務職員の雇用費助成」という現行の枠組みから「電子請求を行った際の加算」という仕組みに変更します。

ウ 助成(案)の内容

	施設規模 (児童数)	月額仮単価(案)	備考
認定こども園、 幼稚園、 保育所	~59 人	1 施設あたり 30,000 円	現行制度での助成額を踏まえて、小規模施設は一律単価とする
	60~300 人	児童 1 人あたり 500 円 (30,000 円~150,000 円)	現行制度、書面請求時の本市経費等を踏まえて児童単価 500 円と設定
	301 人~	1 施設あたり 150,000 円	経費負担を勘案して上限額を設定
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育等)		1 施設あたり 30,000 円	保育所等との整合性を踏まえて、一律単価とする

※請求事務の負担状況等を踏まえ、次期事業計画策定に合わせて助成のあり方を検証・見直しを行います。

エ 1 施設当たりの追加助成額イメージ(年額)

施設種別 定員規模	保育所 (2号60人・3号30人)	認定こども園 (1号270人・2,3号60人)	幼稚園 (1号210人)
新制度助成額	540 千円	1,800 千円	1,260 千円
現行助成額	390 千円	340 千円	—
差引(増額)	150 千円	1,460 千円	1,260 千円

(2) 「連携」に係る経費助成について 【新規】

ア 現状

- (ア) 0~2 歳児の保育を行う地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)は「卒園後の進級先確保」や保育内容支援のため、認定こども園、幼稚園、保育所の「連携」施設の設定が義務付けられます。
- (イ) 連携を受諾する施設(認定こども園、預かり保育実施幼稚園、保育所)は、連続した教育・保育環境の確保、交流・代替保育のための費用(人件費)、卒園後の進級先を確保するための定員枠の確保等の負担が発生します。
- (ウ) 突発的な代替保育の実施やそのための備え、日頃からの子どもたちの交流、職員間の交流(教育・保育に対する考え方等の意見交換、共同での研修の実施)など「連携」に伴う負担は多岐にわたるため、自園の運営だけで手一杯の職員体制では適切な「連携」受諾は困難です。

イ 助成(案)の考え方

- (ア) 「連携」制度の充実は、地域型保育事業の安定的な運営に不可欠です。
- (イ) 「連携」を受諾する施設には、進級先の確保のみならず、日頃からの交流等を通じて、「切れ目のない教育・保育体制」の確立を求め、そのための経費を助成します。

ウ 助成（案）の内容

	月額助成 仮単価（案）	助成のための条件（案）
「前提条件」		「連携」を受諾し、「連携」に関する覚書を締結していること
幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園	53,250 円	・受入枠（卒園後の進級先の確保）を設定していること
	213,000 円	・受入枠を設定していること ・3号認定の保育を実施し、保育内容の支援、代替保育等が可能な体制であること ・地域子育て支援を実施していること
幼稚園	53,250 円	・預かり保育を実施していること ・受入枠を設定していること
保育所	106,500 円	・3号認定の保育を実施し、保育内容の支援、代替保育ができる体制であること
	213,000 円	・3号認定の保育を実施し、保育内容の支援、代替保育が可能な体制であること ・受入枠を設定していること ・一時保育、地域子育て支援を実施していること

※連携制度義務化の経過措置（5年）を踏まえ、次期事業計画策定に合わせて助成のあり方を検証します。

（3） 認定こども園の新制度移行支援について 【経過措置】

ア 現状

- (ア) 幼保連携型認定こども園は、現行制度においては、幼稚園部分・保育所部分にそれぞれ別の園長・施設長がいますが、新制度においては認定こども園としての園長1人分の積算となり、人件費が不足する事態となります。
- (イ) 既存の幼保連携型認定こども園（15園）は現行制度に残留することができないことも踏まえて支援が必要です。

イ 助成（案）の考え方

- (ア) 職員体制の確保（安定的な雇用）を支援する必要があることから、新制度移行に伴う収入構造・人事体制の激変緩和措置としての助成を実施します。激変緩和措置という性格から新制度移行後2年（27～28年度）を助成期間とします。
- (イ) 26年度現在で認定している認定こども園（15園）を対象とします。

ウ 助成（案）の内容

対象	月額仮単価（案）	備考
26年度現在認定している 幼保連携型認定こども園	122,000 円	新制度移行後2年間（27～28年度）

Ⅲ 本市における利用者負担の設定（案）について

1 利用者負担設定における論点と考え方について

(1) 1号認定利用料と2号認定利用料の整合性について

- ア 現状
 現行、低所得者層では保育所保育料よりも幼稚園の負担水準の方が高額です（グラフ①参照）。
- イ 設定（案）の考え方
 1号認定は2号認定を上回らないよう設定します（低所得者の利用料軽減）（グラフ②参照）。
 認定こども園は1号・2号両方の児童が利用し、隔たりなく同じ部屋で過ごすことから、利用時間が短い1号認定が2号認定よりも高額であることは利用者には理解されないと考えます。

(2) 1号認定利用料の階層数の設定（案）について

- ア 現状
 現行制度では、幼稚園の負担水準の階層（6階層）は、保育所（31階層）に比べて大幅に少なく、最も上の階層に4割以上が分布している状態です（グラフ①参照）。
- イ 設定（案）の考え方
 1号認定の階層を細分化（17階層）し、より適切な応能負担とします（グラフ②参照）。
 所得の幅に対してきめ細かく対応している保育所保育料に対して、幼稚園は1つの階層に幅広い所得の利用者が存在しており、応能負担のバランスに欠ける状態と言えるため、調整を行い、より適切な応能負担体系を構築します。

(3) 2・3号認定利用料の設定（案）について

標準時間認定（11時間まで利用可能）については、現行保育所保育料と同じ料金設定とし、新たに設定される短時間認定（8時間まで利用可能）については、国水準同様、標準時間認定の98.3%とします。

(4) 地域型保育事業の利用料設定（案）について

- ア 現状
 3号認定（0～2歳児）利用料について、国水準は全施設・事業共通ですが、本市の現行制度においては、保育所・認定こども園と、地域型保育事業への移行が想定されるNPO型家庭的保育・家庭保育福祉員の保育料では異なった設定としています。
- イ 設定（案）の考え方
 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用料は施設型（認定こども園、保育所）とは別の利用料設定とします。

地域型保育事業は保育所・認定こども園とは規模や保育内容が異なり、現行制度における保育料を低額に設定していることを踏まえ、現行制度における保育料を基本とした別途の利用料として設定します。

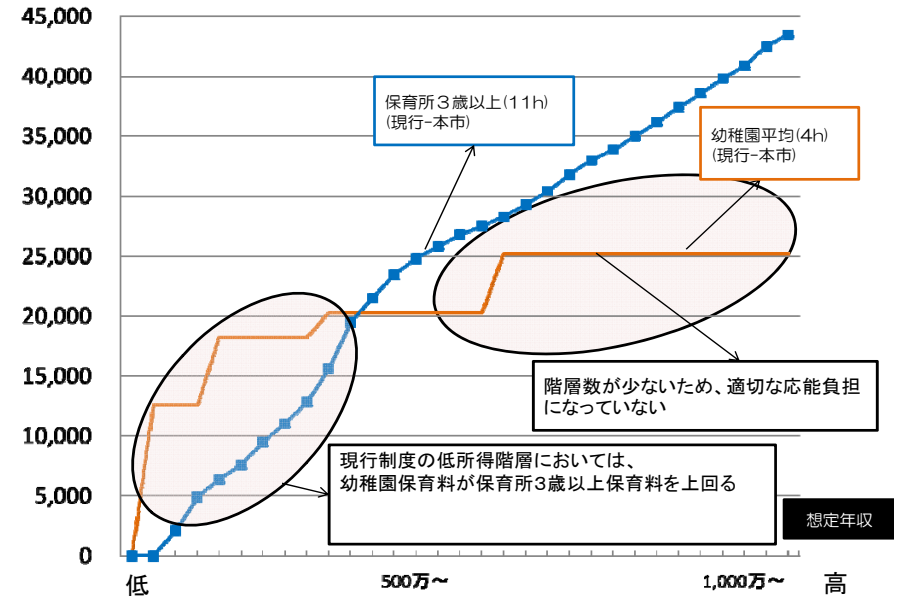
(5) 今後の利用料見直しについて

- 29年度には0.7兆円分の「量の拡充」と「質の改善」が実施される見込みであり、また、幼稚園の新制度移行も一段落すると想定されます。
- ⇒ 以上を踏まえ、制度の全体像が見えてきた後に、次期事業計画（32年度から）策定に合わせて、預かり保育の利用料も含めた利用者負担の検証と見直しを実施します。

グラフ①

利用者負担額/円

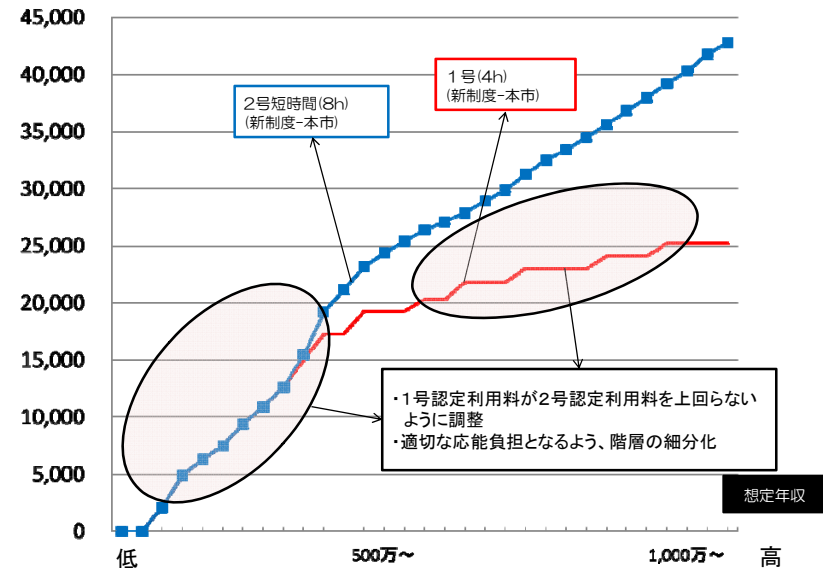
現行制度における幼稚園-保育所保育料比較 ※第1子



グラフ②

利用者負担額/円

新制度における1号-2号短時間利用料(案)比較 ※第1子



2 預かり保育利用料の設定(案)について

(1) 現状

- ア 現行、幼稚園の預かり保育の利用料は上限9,000円の範囲内で各園が設定しています。
- イ 地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)は新制度において「卒園後の進級先確保」等のため、「連携」施設の設定が義務付けられ、預かり保育実施幼稚園は「連携」を担ってもらう重要な施設と考えています。
- ウ 預かり保育は11時間利用でき、利用者の約8割は保育所入所要件を満たすことから、幼稚園+預かり保育利用という形態は保育が必要な利用者にとって重要な選択肢となっています。
 - 保育所等の保育施設を選ぶか「幼稚園+預かり保育」を選ぶかは、利用者にとって重要な選択肢であるため、利用料において両者の整合性がとれている必要があります(グラフ③参照)。

(2) 設定(案)の考え方(新制度移行の幼稚園)

- ア 2号認定標準時間利用料(保育所、認定こども園)と「1号認定利用料+預かり保育利用料」がほぼ同額になるように預かり保育利用料を設定します(グラフ④参照)。
- イ 基準とする1号・2号利用料が応能負担のため、預かり保育利用料も応能負担となります。
- ウ ただし、1・2・3号認定の利用者負担額について、現行水準を基本としての設計を行っていることから、預かり保育利用料についても、現行制度での上限額を預かり保育利用料の最高額とします。

(3) 設定(案)の考え方(現行制度にとどまる幼稚園)

現行制度どおり月額9,000円を上限に各園が設定することとします。

3 負担増となる利用者への対応について

(1) 現行と課題

- ア 現行、各幼稚園は施設規模、地域、教育内容等により独自に保育料等を設定しており、園によって保育料等に幅が生じていますが、新制度に移行した幼稚園の利用料は本市が決定します。
- イ 新制度における1号認定利用料は現行の平均的な負担水準(平均的な保育料等から就園奨励補助金を引いた実質負担水準)を基準として設定します。
- ウ 平均より低額な保育料を設定している幼稚園に通う利用者(特に高所得者)の一部は現行制度よりも負担増となる可能性があります。

(2) 国での検討

国においても、負担増となる利用者の存在により新制度への移行が進まないことを危惧しており、一定の経過措置を講じるとしています。

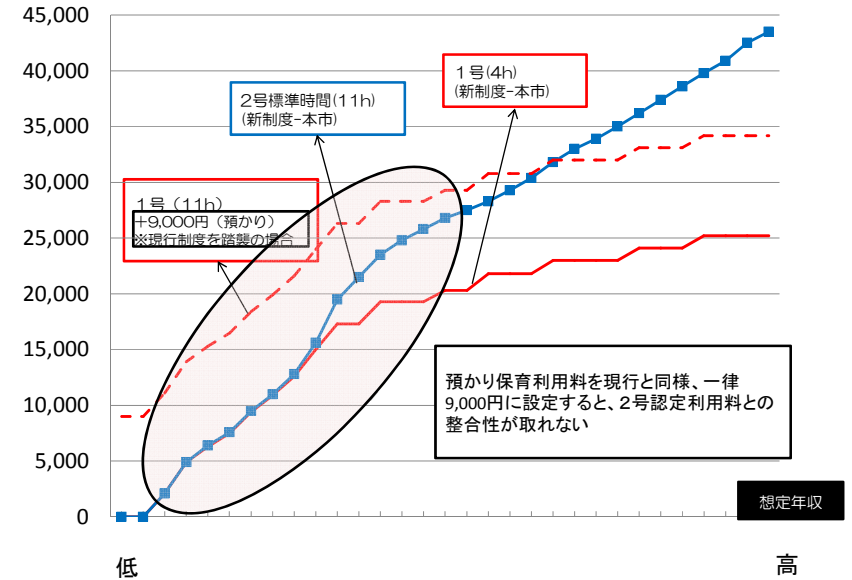
(3) 本市の対応(案)

今後提示される国の経過措置と本市の就園奨励補助金の状況を踏まえて、新制度移行前から在園する児童への対応策を検討します。

グラフ③

利用者負担額/円

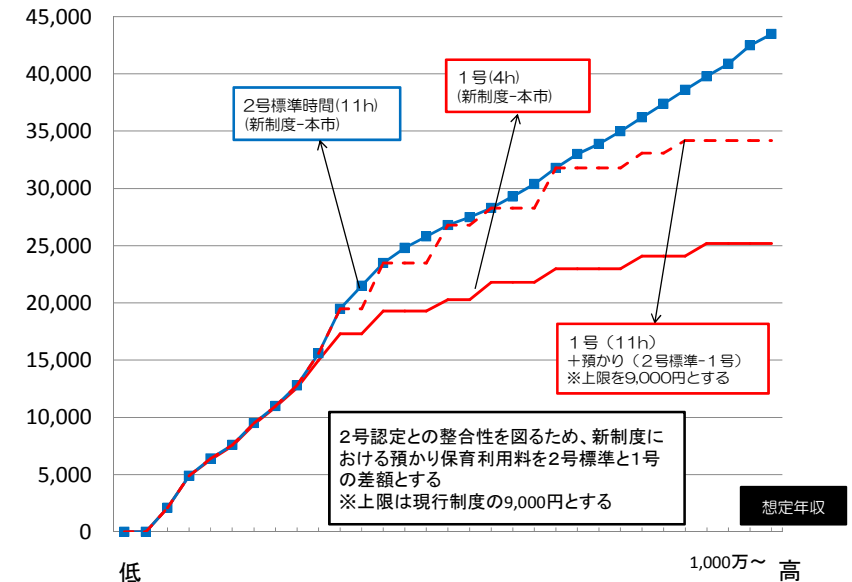
新制度における1号認定預かり保育利用料(現行踏襲)



グラフ④

利用者負担額/円

新制度における1号認定預かり保育利用料(本市案)



平成27年度子ども・子育て支援新制度 利用者負担額仮設定（案）（月額）※平成26年7月29日現在

階層区分		1号		幼稚園型一時預かり利用料※		2号				3号（認定こども園、保育所）				3号（小規模保育、家庭の保育、事業所内保育）			
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子		第2子		第1子		第2子		第1子		第2子	
						標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	2,100	700	0	0	2,100	2,100	700	700	3,200	3,100	1,100	1,000	2,800	2,700	1,100	1,000
C	市民税均等割のみ	4,900	1,700	0	0	4,900	4,900	1,700	1,700	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500
市民 税 課 税 世 帯	D1 市民税所得割課税額 10,000円以下	6,300	2,200	100	0	6,400	6,300	2,200	2,200	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	D2 10,001円以上～48,600円以下	7,500	2,700	100	0	7,600	7,500	2,700	2,700	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3 48,601円以上～50,400円以下	9,400	3,300	100	0	9,500	9,400	3,300	3,300	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4 50,401円以上～57,600円以下	10,900	3,900	100	0	11,000	10,900	3,900	3,900	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5 57,601円以上～77,100円以下	12,600	4,500	200	0	12,800	12,600	4,500	4,500	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6 77,101円以上～97,000円以下	15,000	5,500	600	0	15,600	15,300	5,500	5,500	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	7,000
	D7 97,001円以上～102,600円以下	17,000	6,700	2,500	100	19,500	19,100	6,800	6,700	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	D8 102,601円以上～120,600円以下					21,500	21,100	7,500	7,300	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9 120,601円以上～138,600円以下	18,800	8,100	4,700	100	23,500	23,100	8,200	8,000	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,700
	D10 138,601円以上～169,000円以下					24,800	24,300	8,700	8,500	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,100
	D11 169,001円以上～174,900円以下					25,800	25,300	9,000	8,800	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,300
	D12 174,901円以上～192,900円以下	20,300	9,300	6,500	100	26,800	26,300	9,400	9,200	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,400
	D13 192,901円以上～211,200円以下					27,500	27,000	12,400	12,100	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,100
	D14 211,201円以上～228,900円以下	21,800	10,900	6,500	1,800	28,300	27,800	12,700	12,400	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,300
	D15 228,901円以上～246,700円以下					29,300	28,800	13,200	12,900	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,500
	D16 246,701円以上～255,700円以下					30,400	29,800	13,700	13,400	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,400
	D17 255,701円以上～264,700円以下					31,800	31,200	14,300	14,000	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,300
D18 264,701円以上～273,700円以下	23,000	11,500	8,800	2,800	33,000	32,400	18,200	17,800	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300	
D19 273,701円以上～282,700円以下					33,900	33,300	18,600	18,200	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000	
D20 282,701円以上～291,700円以下	24,000	12,000	9,000	7,900	35,000	34,400	19,300	18,900	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200	
D21 291,701円以上～301,000円以下					36,200	35,500	19,900	19,500	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300	
D22 301,001円以上～309,700円以下					37,400	36,700	20,600	20,200	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500	
D23 309,701円以上～335,800円以下	25,200	12,600	9,000	9,000	38,600	37,900	21,200	20,800	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700	
D24 335,801円以上～361,300円以下					39,800	39,100	21,900	21,500	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900	
D25 361,301円以上～387,700円以下					40,900	40,200	22,500	22,000	73,600	72,300	40,500	39,800	57,200	56,200	28,600	28,100	
D26 387,701円以上～397,000円以下	25,200	12,600	9,000	9,000	42,500	41,700	23,400	23,000	75,600	74,300	41,600	40,800	57,700	56,700	28,900	28,400	
D27 397,001円以上					43,500	42,700	23,900	23,400	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600	

※新制度に移行した幼稚園、認定こども園のみ適用